

## 傍聴人の皆様へお願い

小川町議会事務局

### 議会を傍聴される方は次のことを守ってください

◎ 議会事務局にて、傍聴人受付名簿に住所、氏名、年齢を記載してください。

◎ 次に該当する方は傍聴できません。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。  
ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者。
- (7) 酒気を帯びていると認められる者。
- (8) 異様な服装をしている者。
- (9) 児童及び乳幼児（議長の許可を得た場合を除く）。
- (10) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者。

◎ 傍聴人は次のことを守ってください

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (9) 議場内では、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。

◎ その他

- (1) 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは速やかに退場をお願いします。
  - (2) 議案等の配布はできませんのでご了承ください。
- その他必要に応じて係の者の指示に従ってください。